

# 事業計画書

自 令和7年 1月 1日

至 令和7年12月31日

公益社団法人日本女子プロ将棋協会

令和7年度 公益社団法人日本女子プロ将棋協会

事業計画

(令和7年1月1日～12月31日)

【定款より抜粋】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性らしい感性を活かした日本の伝統文化である将棋の普及活動
- (2) 棋力向上のために対局を実施、棋道の研鑽に努め将棋発展へ寄与
- (3) 将棋の対局棋譜の提供および解説・講評、ウェブ中継等の実施
- (4) 女の子たちが夢と憧れを持って女流棋士を目指せる育成組織の形成
- (5) 指導者を養成するための技術指導・マニュアル作成
- (6) 礼儀・作法を大切にする将棋を通じた国際親善
- (7) 高齢者や身障者へ合わせた将棋の楽しみ方の構築、地域・社会への貢献
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の(1)～(8)の各事業は本邦および海外において行うものとする。

定款 第4条1項、6項に関する事業計画

1. 将棋教室

- (1) 麹町サロン 毎週 木曜日 対象：初心者から有段者
- (2) プライベートレッスン 不定期開催 対象：初心者から有段者
- (3) GSP チャレンジ 毎月1回  
女流棋士育成のための将棋塾 対象：女性有段者

2. 普及イベント活動

- (1) 公開対局イベント「けやきカップ」 3月 東京都府中市
- (2) 公開対局イベント「卯月カップ」 4月 東京都港区
- (3) 将棋ファンとの交流イベント 6月、12月 東京都内
- (4) 公開対局イベント「企業対抗ペアマッチ」6月 東京都内

3. 将棋大会開催活動

- (1) 中学生女子名人戦 4月～8月 東京他全国8地区
- (2) 小学生女子名人戦 4月～8月 東京他全国8地区
- (3) 女子アマ王位戦 9月～12月 東京他全国8地区
- (4) 女子アマ団体戦 11月 東京都大田区
- (5) キッズ将棋大会 11月 オンライン開催
- (6) 女性将棋大会 2月、10月 東京都、大阪府
- (7) ダブルス将棋大会 2月 東京都港区

4. 子供への普及活動

- (1) 小学校の課外授業、日本伝統文化授業等への棋士派遣
- (2) キッズ教室、親子教室などの入門講座を開催

定款 第4条2項、3項に関する事業計画

棋戦運営における関係団体は以下の通り。(令和7年1月1日現在)

1. 女流王位戦(第36期 北海道・東京・中日・神戸・徳島・西日本各新聞社)

- (1) シード者以外の現役棋士全員が参加して、トーナメント形式の予選を行った。
- (2) シード者6名、予選通過者6名の計12名を紅白2組に分けてそれぞれ総当たりのリーグ戦を行い、紅白の最高成績者1名を決定し、その勝者が挑戦者となる。
- (3) 福間香奈女流王位と挑戦者との間で五番勝負を行い、第36期女流王位を決定する。

定款 第4条5項に関する事業計画

1. 資格制度の構築

- (1) 指導者（インストラクター）の養成
- (2) 指導者のための講習会等の開催 7月、8月、11月、12月
- (3) 指導者の教室・イベントへの派遣

定款 第4条8項に関する事業計画

1. 広報活動

- (1) 各報道関係者・出版機関に将棋文化の広報を行う。
- (2) 会員・棋戦・イベント等の将棋に関する情報を発信する。
- (3) 全国各地の公共機関・施設や企業より依頼された将棋イベントや講演等の協力をする。
- (4) テレビ・ラジオ番組（将棋関係）へ資料を提供し、制作に協力をする。
- (5) 新聞・雑誌からの取材等の協力をする。
- (6) 将棋対局における記録など資料を収集し、情報を発信する。
- (7) 動画配信サービスを利用した、告知活動を行う。

2. 入門ツールの普及促進事業

- (1) 「はじめてのしょうぎセット」を用いた教室やイベント
- (2) 「ハート将棋」を用いた教室やイベント